
平成23年 第1回(定例)由布市議会会議録(第7日)

平成23年3月17日(木曜日)

議事日程(第7号)

平成23年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第4 議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第5 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第6 議案第4号 由布市暴力団排除条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 由布市消防長の任命資格を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第7号 由布市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 由布市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 由布市子育て支援特別対策基金条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 由布市準用河川占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 由布市公園条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 由布市みことピア条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 由布市中学校の設置に関する条例の一部改正について

- 日程第24 議案第22号 由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第23号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第24号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第25号 市道路線の認定（尾足線）について
- 日程第28 議案第26号 市道路線の認定（参宮線）について
- 日程第29 議案第27号 市道路線の認定（龍原本村線）について
- 日程第30 議案第28号 市道路線の認定（大龍横井出下線）について
- 日程第31 議案第29号 市道路線の認定（朝原赤仁田線）について
- 日程第32 議案第30号 市道路線の認定（谷村鶴竜王平線）について
- 日程第33 議案第31号 市道路線の認定（竜王平芝尾線）について
- 日程第34 議案第32号 佐伯市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議
について
- 日程第35 議案第33号 豊後大野市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する
協議について
- 日程第36 議案第42号 平成23年度由布市一般会計予算
- 日程第37 議案第43号 平成23年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第38 議案第44号 平成23年度由布市老人保健特別会計予算
- 日程第39 議案第45号 平成23年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第46号 平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 議案第47号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第42 議案第48号 平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第43 議案第49号 平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第44 議案第50号 平成23年度由布市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第45 議案第51号 平成23年度由布市水道事業会計予算
- 日程第46 議案第52号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第47 議案第88号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について
- 日程第48 議会活性化調査特別委員会の設置
- 追加日程
- 日程第1 発議第1号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加反対を求める
意見書
- 日程第2 発議第2号 東北地方太平洋沖地震で被災された方々への支援を行う決議

日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

日程第4 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第1 請願・陳情について

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第3 議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第4 議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第5 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

日程第6 議案第4号 由布市暴力団排除条例の制定について

日程第7 議案第5号 由布市消防長の任命資格を定める条例の制定について

日程第8 議案第6号 由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第7号 由布市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第8号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第9号 由布市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第11号 由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部改正について

日程第14 議案第12号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第15 議案第13号 由布市子育て支援特別対策基金条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 由布市準用河川占用料徴収条例の一部改正について

日程第17 議案第15号 由布市都市公園条例の一部改正について

日程第18 議案第16号 由布市公園条例の一部改正について

日程第19 議案第17号 由布市水道事業給水条例の一部改正について

日程第20 議案第18号 由布市みことピア条例の一部改正について

日程第21 議案第19号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

日程第22 議案第20号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について

日程第23 議案第21号 由布市中学校の設置に関する条例の一部改正について

日程第24 議案第22号 由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第25 議案第23号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について

- 日程第26 議案第24号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第25号 市道路線の認定（尾足線）について
- 日程第28 議案第26号 市道路線の認定（参宮線）について
- 日程第29 議案第27号 市道路線の認定（龍原本村線）について
- 日程第30 議案第28号 市道路線の認定（大龍横井出下線）について
- 日程第31 議案第29号 市道路線の認定（朝原赤仁田線）について
- 日程第32 議案第30号 市道路線の認定（谷村鶴竜王平線）について
- 日程第33 議案第31号 市道路線の認定（竜王平芝尾線）について
- 日程第34 議案第32号 佐伯市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第35 議案第33号 豊後大野市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第36 議案第42号 平成23年度由布市一般会計予算
- 日程第37 議案第43号 平成23年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第38 議案第44号 平成23年度由布市老人保健特別会計予算
- 日程第39 議案第45号 平成23年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第46号 平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 議案第47号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第42 議案第48号 平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第43 議案第49号 平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第44 議案第50号 平成23年度由布市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第45 議案第51号 平成23年度由布市水道事業会計予算
- 日程第46 議案第52号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第47 議案第88号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第48 議会活性化調査特別委員会の設置
- 追加日程
- 日程第1 発議第1号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加反対を求める意見書
- 日程第2 発議第2号 東北地方太平洋沖地震で被災された方々への支援を行う決議
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第4 議員派遣の件について

出席議員（20名）

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 太田 正美君	14番 佐藤 正君
15番 田中真理子君	16番 利光 直人君
19番 工藤 安雄君	20番 生野 征平君
21番 佐藤 人已君	22番 渕野けさ子君

欠席議員（1名）

17番 久保 博義君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 長谷川澄男君	書記 江藤 尚人君
書記 馬見塚量治君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	清水 嘉彦君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	野上 安一君
総務課長 ……………	佐藤 式男君	財政課長 ……………	秋吉 孝治君
総合政策課長 ……………	相馬 尊重君	契約管理課長 ……………	渡辺 定君
会計管理者 ……………	工藤 浩二君	産業建設部長 ……………	佐藤 省一君
健康福祉事務所長 ……………	河野 隆義君	環境商工観光部長 ……………	溝口 博則君
環境商工観光部参事兼産業廃棄物対策課長 ……………			加藤 康男君
挟間振興局長 ……………	目野 直文君	庄内振興局長 ……………	服平 志朗君
湯布院振興局長 ……………	古長 雅典君	教育次長 ……………	島津 義信君

午前10時00分開議

○議長（**渕野けさ子君**） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人です。久保議員より病気加療のため欠席届が出ています。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第7号により行います。

本日の議事日程に入ります前に、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震におきまして、お亡くなりになられました方々に深い哀悼の意を表するとともに、被災をされました多くの皆様に対しまして衷心よりお見舞いを申し上げます。

ここでこのたびの震災でお亡くなりになられました御霊の御冥福をお祈りするために、黙祷をささげたいと存じます。恐れ入りますが、議場内の皆様方は御起立をお願いいたします。黙祷。

〔黙祷〕

○議長（**渕野けさ子君**） 黙祷を終わります。御着席ください。

ここで、今回の震災に対して、市長より発言の申し出がありますので、許可いたします。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 皆さん、おはようございます。

議員各位並びに市民の皆様にごあいさつを申し上げる貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

去る3月11日に東日本におきまして未曾有の大震災が発生をいたしました。被災地の皆様にご心よりお見舞い申し上げるとともに、犠牲になられた皆様にご心より哀悼の意を表したいと思っております。

由布市でもできる限り被災地への支援を行う体制を整えることを決定をいたしましたところであります。

震災からは日にちも少なく、現地は大変な混乱状態でありまして、市独自の支援行動はかえって混乱を招くことは予想されております。したがって、由布市の具体的な行動は、国、県による要請に従って進めていくことにいたしました。

既に国からは由布市消防本部に対して災害派遣の要請があり、特殊車両とともに5名の消防職員を派遣したところでございます。また、湯布院駐屯地からは100名の自衛隊員が派遣されて

おります。

由布市の職員に対しましては、さらなる派遣要請や物資等の供給要請もあり得ることから、あらゆる要請への対応はとれるように心がけながら、非常時であることの緊張感を持って日常の業務に当たるよう指示をしたところであります。

これまでに市民の皆様からはさまざまな支援の申し出を受けているところではありますが、物資につきましては、国等一部の期間では受けつけておりますが、いまだ市からの搬送ルートはないことから、直接の受けつけは当面御遠慮させていただくことにいたしております。

支援等の貴重な善意に対しまして、感謝の意を表しますとともに、今後、後日、こうした受けつけが可能になった場合には、改めて広報、回覧等でお知らせすることにいたしますので、その場合はよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

義援金につきましては、各振興局窓口、市施設等に募金箱を設置いたしました。また市民の皆様へは自治区を通しまして、各声、募金のお願ひをいたしております。特に復興には長い時間がかかることが予想され、長期にわたる広範な支援が必要とされますことから、今後とも御支援と御協力をお願ひ申し上げます。

支援を受ける支援の具体策は議会とも御相談しながら進めてまいりますが、未曾有の災害であり、緊急な対処や予算措置が必要となることがあるやもしれません。その際の専決処分等の措置につきましては、何とぞ御理解を賜りたくお願ひを申し上げます。

今後、市を挙げてでき得る限りのさまざまな支援を行ってまいることをお約束申し上げますとともに、改めまして議会並びに市民の皆様にも支援への御協力をお願ひを申し上げます。

最後になりますが、一人でも多くの方々の救出と一日も早い復興を心より御祈念申し上げる次第であります。

以上であります。

○議長（**淵野けさ子君**） それでは、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願4件、及び前期定例会にて継続審査の請願2件、陳情1件につき、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の高橋義孝です。

冒頭、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により多くの方がお亡くなりになられました。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、行方不明者の御無事を衷心よりお祈り申し上げます。

また、地震被害や大津波の被害に遭われた地域の皆様、おけがをされたり避難を余儀なくされておられる被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げる次第です。

そして、各地で救助、復旧活動に従事されておられる皆様に敬意を表しますとともに、安全かつ迅速な行動で御活躍を賜りますよう、心よりお祈り申し上げます。

由布市からもいち早く湯布院自衛隊から災害派遣で出動されました。また14日には、先ほど市長からも御報告がありましたように、消防庁からの要請により、大分県緊急消防援助隊が組織され、我が由布市消防本部からも5名の隊員が被災地に向かいました。出発式においてはこれから過酷な任務に赴く職員のことを考えると複雑な気持ちではありましたが、被災地の復興を思う由布市民の願いとともに任務を完遂され、無事帰ってほしい旨の激励を送りました。一日も早い被災地の平安を願うばかりです。

それでは、当委員会に付託されました請願、陳情の審査について報告をさせていただきます。

本委員会に付託の請願1件、陳情1件は審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告を申し上げます。

審査の日時、場所、出席者については報告書に記載のとおりであります。

審査結果、陳情、継続審査分です。受理番号11、件名、市有地の売却に伴う陳情について、内容を十分精査することから再度継続審査を求める意見があり、継続審査することについて諮ったところ、全員異議なく継続審査すべきものと決定をいたしました。

請願、受理番号4、受理年月日、平成23年2月24日、件名、「関心ある市民と当事者である住民とによるユーバス運営委員会（仮称）を立ち上げて、状況把握・見直し・広報を行い、少しでも早くより多くの住民の暮らしの足が確保されるようにしてください」。

委員会の審査の結果です委員会において請願提出者である谷千鶴氏に説明を求めました。谷氏よりこれまでの取り組みの経緯や請願趣旨について縷々説明がなされました。各委員からコミュニティバスの現状についてのこれまでの議論や運行形態に対する請願者の思いはわかるが、担当課としても市民意見を反映し、鋭意検討を重ねている。すべてが思い通りにはいかないとの意見がなされました。その後、請願者との意見交換及び委員会の審査における各委員の意見を整理した結果、まずは現在設置されている市民交通対策検討委員会の充実を図ることで、願意の実現性に近付くのではないかと結論をいたしました。

よって、慎重審査の結果、全員異議なく趣旨採択すべきものと決定いたしました。

なお、新年度予算における市民交通対策検討委員会の公募委員を3名に拡大するよう意見がなされています。

以上で、本委員会に付託されました請願、陳情の審査の報告を終わらせていただきます。何とぞ御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） おはようございます。引き続き、産業建設常任委員会に付託された請願について御報告申し上げます。

本委員会の付託の請願、陳情の審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

日時、場所、出席者は記載のとおりです。省略いたします。

審査結果、請願、受理番号1、受理年月日、平成23年2月7日、件名、市道編入に関する請願について（湯布院町乙丸区）、委員会の意見、本請願は湯布院町乙丸地区里道の市道編入を求めるものです。3月11日、現地確認のため地元の溝口区長を初め、方々の説明を受けました。この里道は大変狭い道路となっておりますが、沿線には住宅が建ち並んでおり、車両の利用も多く、地域住民に密着した生活道路であることが確認できました。

慎重に審査した結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

次に、受理番号2、受理年月日、平成23年2月22日、件名、生活道路の市道編入に関する請願書（挾間町鬼瀬）、委員会の意見、本請願は挾間町鬼瀬地区里道の市道編入を求めるものです。3月11日に現地確認のため、地元の方々の説明を受けましたが、道路は先が行きどまりで、車の回転場所がないため、その確保がまず必要と思われまます。

当委員会としては再度、地元で協議していただき、回転場所ができるまで結論を出すのは待ちたいと考えます。よって、継続審査とします。

次に、受理番号3、受理年月日、平成23年2月23日、件名、生活道路の市道編入に関する請願について（湯布院町温湯区）、委員会の意見、本請願は湯布院町温湯区地区里道の市道編入を求めるものです。

3月11日に現地確認のため地元の方々の説明を受けました。この里道は地域住民により大切に維持管理されておりますが、観光車両の利用増等により最近では維持管理に大変苦慮しているとのことです。

慎重に審査した結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

次に、継続審査分について、受理番号14、受理年月日、平成22年11月30日、件名、T P Pの参加に反対する請願、委員会の意見、本請願は政府のT P P協定交渉への参加に反対するものです。

当委員会として農業が産業の柱である由布市にとって、食料をさらに外国に依存することは農家に与える影響は極めて深刻であり、農業分野においてもまずは経済提携に頼るような新たな日本型の農業施策を講ずることを優先すべきであるとの結論にいたりました。

慎重に審査した結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

次に、受理番号19、受理年月日、平成22年12月1日、件名環太平洋パートナーシップ協定交渉への参加反対を求める請願書、委員会の意見、請願受理番号14と同内容、同趣旨につき、採択すべきものと決定しました。

審査結果、みなし採択とすべきものと決定しました。御賛同のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。これより審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願ひしておきます。

まず、請願受理番号1、市道編入に関する請願を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより、請願受理番号1を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号1については、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号2は継続審査です。

次に、請願受理番号3、市道編入に関する請願について（湯布院町温湯区）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより、請願受理番号3を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号3については、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号4、「関心ある市民と当事者である住民とによるユーバス運営委員会（仮称）を立ち上げて、状況把握・見直し・広報を行い、少しでも早く多くの住民の暮らしの足が確保されるようにしてください」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより、請願受理番号4を採決します。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号4については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号14、TPPの参加に反対する請願を議題として質疑を行います。なお、請願受理番号19についても、本請願と同一趣旨でありますので、ここで一括審議といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより、請願受理番号14を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号14については、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号19については、同趣旨の請願受理番号14が採択とされていますので、採択されたものとみなします。

次に、請願受理番号3、市道編入に関する請願について（湯布院町温湯区）を議題として質疑

を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより、請願受理番号11については、引き続き継続審査です。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第47、議案第88号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの46件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査にかかる経過と結果について報告を求めます。

まず総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） 総務常任委員会委員長の高橋義孝です。当委員会に付託されました審査の報告について、これから報告させていただきます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

日時は、平成23年3月8日から15日までの5日間行っております。場所、出席者、担当課については報告書に記載のとおりであります。

まず、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員の任期が平成23年6月30日をもって3年の任期が満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、峯浩昭氏の再任の推薦について議会の意見を求めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく峯浩昭氏を適任と答申すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第1号並びに議案第2号は関連がありますので、あわせて御報告をさせていただきます。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、公用車の交通事故について、当事者間での和解が成立したことから、和解条件及び損害賠償の額について議会の議決を求めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第3号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、本案は、現在の計画が平成22年度をもって終了することから、引き続き平成23年度からの5カ年を計画期間とし、辺地とその他地域の格差是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進する

ために必要な財政上の特別措置を受けるに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第4号由布市暴力団排除条例の制定について、本案は、大分県の暴力団排除条例が平成23年4月1日から施行されることに伴い、県との連携が不可欠であることから、由布市における暴力団排除に関する基本理念を定め、暴力団の排除による市民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するために条例を定めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号由布市消防長の任命資格を定める条例の制定について、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の規定に基づき、国より委任されている任命資格について、新たに条例を制定するものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第6号由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、平成18年の地方自治法の改正に伴い、条例の一部改正を行うものであり、引用条文について訂正を行うものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第7号由布市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について、地方公営企業等の労働関係に関する法律からの引用に過ちがあったため、条例の一部改正を行うものであり、引用条文について、訂正を行うものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第8号由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、障害者自立支援法の施行に伴い、条例の一部改正を行うものであり、引用法律の訂正を行うものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第9号由布市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について、平成21年の道路交通法の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものであり、引用条文について、訂正を行うものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第10号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、標記条例の精査において、条例の一部改正を行うものであり、別表条文について改正を

行うものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第18号由布市みことピア条例の一部改正について、由布市みことピア内の施設の一部である庄内ほのぼの高齢者館について、放課後児童健全育成事業に利用できるようにするために、条例の一部改正を行うものであり、設置目的及び施設の名称等を変更するものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第32号佐伯市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、証明書等の交付等に係る事務の委託に関し、佐伯市との間で相互に委託して実施することに伴い、その協議について議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第33号豊後大野市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、証明書等の交付等に係る事務の委託に関し、豊後大野市との間で相互に委託して実施することに伴い、その協議について議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第42号平成23年度由布市一般会計予算、平成23年度一般会計予算歳入歳出の総額については、対前年度当初予算比3.8%増の162億3,217万円と定めるものです。

歳入では、1款市税で景気の低迷や厳しい雇用情勢を勘案し、市税総額で37億153万8,000円とし、対前年度当初と比較して2.2%の8,435万6,000円の減であり、依然として厳しい経済状況であるとの説明がなされました。

次に、11款地方交付税についてはほぼ前年度並みの見込みで0.9%増の50億582万円であり、政府予算についても全体で2.8%の微増であるとの説明がなされました。

そのほか16款県支出金では、県知事選挙が予定されていることから骨格予算となっており、大幅な減少。19款繰入金では、財政調整基金からの繰り入れが対前年度当初より2億5,347万2,000円増の3億6,666万4,000円であり、これにより財政調整基金の当初予算後の残高は14億2,555万5,000円であるとの説明がなされました。

また、22款市債では、教育債で由布院小学校改築事業及び挾間小学校、谷小学校の耐震等整備により、対前年度当初より5億8,770万円増の9億4,020万円であるとの説明がなされました。

次に、歳出について、当委員会に関係する主なものは、総務課部分では地域産業の活性化を図るためにOBSラジオ「ゆふばん」を通じた情報発信及びFMラジオ局を開設し、多彩な情報発信を行う番組の制作委託をするものとして、地域情報発信業務2,207万5,000円、由布市

オリジナルキャラクターの製作に伴い、キャラクターのデザイン及び命名の公募、着ぐるみやグッズの作成をするものとして、キャラクターグッズ製作業務総額137万9,000円、総合政策課部分では、新規事業として、豊かな自然や食材、伝統文化などの地域資源を見直し、地域間の交流を促すために食をテーマとした交流イベントを開催する事業、及び市内の各種団体がまちづくりに関する調査研究や先進地視察を行う経費に対して支援を行う事業の2事業を行うものとして、交流推進事業509万3,000円、市民が必要とする情報を一元化し、情報発信や地域づくり活動の活性化を図るとともに、まちづくり情報機構の新設を目指すものとして、地域情報センター・まちづくり情報機構事業266万4,000円、合併後5年を経過し、地域における満足度の調査を行い、今後の施策に反映させるものとして、市民地域満足度調査399万円であり、新規3事業を含む14事業7,258万1,000円が主なものであるとの説明がなされました。

これらの説明に対して委員からは、交流事業の食イベントに関し、地産地消推進事業等との連携を持った事業とするなど、一過性のイベントにとどまることがないように手段と目的、対象を明確にし、実施する必要があるとの意見がなされています。

次に、地域情報センター・まちづくり情報機構事業に関しては、嘱託職員1名を雇用し、国民宿舎既設箇所を活用して事業を行うとの説明に対し、委員より観光庁が行っているプラットホーム事業等を参考に、地域の各種団体が一丸となって地域振興の充実が図られるよう期待する意見がなされています。

次に、市民満足度調査に関し、今後は継続的に実施することが必要であるとの意見がなされ、これに対し担当課より、今後は総合計画の見直しや策定の時期に合わせて計画的に実施していきたいとの答弁がなされました。さらに委員より、議会の活性化に資するために議会に関する調査項目も含めたものとして実施できないかとの指摘がなされています。

そのほか、人事職員課に関し、職員の人材育成の推進について、由布市の人材育成基本方針や目標を明確にし、取り組みの方向性を示した上で数値目標等を定め、計画的に実施することが重要であり、職員提案における制度の確立や自主研修の充実など改善が指摘されています。

次に、今回、東北関東大震災の災害情報を受けて、防災安全課の関係部分に関し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、市民安心、安全の確保につき、さらなる万全を期すために由布市地域防災計画の見直しを行う必要があるとの指摘がなされています。

消防本部に関しては、本部及び署所の職員体制や非常備消防との連携について指摘がなされ、今後消防体制のあり方についてさらなる検討を行い、充実を図るべきとの意見がなされています。

次に、田舎で暮らし隊事業については、小規模集落への対策として事業を実施しているが、Iターン等も含めた幅広い観点からの取り組みについても検討すべきとの意見がなされています。

このほか、挾間小学校整備事業に伴う継続費、臨時財政対策債及び辺地対策事業債、過疎対策事業債の3事業あわせて18件についての地方債等、本委員会の関係部分について各課より詳細な説明がなされました。

これらの説明に対しては各委員より縷々質疑や意見がなされました。委員会で出された意見については誠意ある対応を求めます。

委員会のまとめにおいて、各委員より、組織の見直しについて、今後5年間の実施計画ができたことにより行財政改革推進課を廃止し、総務課に組み込み、計画のフォローアップ等を行うとしているが、行財政改革はまだ緒についたばかりで、本当に大きな変化や改革はむしろこれからが本番であり正念場です。今回の組織見直しにより行財政改革に対し、誤ったメッセージを送ることないように、全組織、全職員が一丸となり、市民総ぐるみでさらに取り組みを強化していくよう意見がなされています。

また総合政策課については、直接事業を実施するのではなく、総合的な政策立案及び調整を行う組織として、企画調整機能を強化し、各部門の具体的な政策について総合的に検討する体制とするよう指摘がなされています。

財政運営については、財政収支の中期見通しにおける各試算の概要において、今後10年間にわたる財政収支の厳しさは見込んでおりますが、計画的な行財政経営を推進するためには、今後の投資的事業の予定、地方債の推移、基金の状況等、具体像を示し、総合的かつ実効性ある財政運営の計画を示すよう意見がなされています。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第52号平成22年度由布市一般会計補正予算（第9号）、平成22年度由布市一般会計予算（第9号）は、第1表繰越明許費補正で市道由布院駅前線ほか舗装改修事業について、入札の不調により年度内における事業完了が困難になったことから、繰越明許費補正に追加するものであるとの説明がなされました。

委員から、昨今の社会情勢や大変厳しい地域経済の状況に鑑み、市内業者への受注機会の拡大を図るよう意見がなされています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、継続審査分の報告をさせていただきます。

議案第88号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の責任体制が明確化され、教育委員の責務と負担が増大したことから、教育委員の報酬について条例の一部改正を行うものであり、別表中、教育委員会委員、教育委員長の年額を14万円から37万2,000円、教育委員の年額を13万4,000円から31万2,000円にそれぞれ改めるものであるとの説

明がなされました。

委員から改正額の算定根拠及び改正にいたる政策調整のプロセス、教育委員の活動実績等について質疑があり、担当課より改正については大分県下の自治体でも著しく低いことから今回の改正にいたったことや、改正額の算定については、県内の類似団体等を参考に協議を行ったとの答弁がなされましたが、さらに委員より報酬については、合併時に見直しを行い、現在の報酬となっているはずであり、なぜ今になって再度見直しを行わなければならないのか等の指摘がなされました。

そのほか、委員より、教育委員は行政委員であり、人格、識見とも素晴らしく、教育分野のエキスパートであることから、誇りを持って任務に当たってもらうためにも改正案は妥当であり、もっと高くてもよいとの意見がなされました。

委員会において、報酬と役割の相関関係について、責任と権限に見合った報酬をどうとらえるか、類似団体はあくまでも目安、参考であり、由布市としてどうするかとの視点に立ち、再度協議が行われ、改正については一定の理解を得たところです。

その後、委員から原案に対する修正案が提出され、原案と修正案について協議し、採決した結果、賛成多数で別紙のとおり修正議決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わらせていただきます。何とぞ御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子**君） 次に、教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫**君） おはようございます。御苦労さまでございます。本当に、先ほど皆さん申し上げましたが、東日本大震災に遭われました皆さんに心からお見舞いと亡くなられた皆さんにお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、教育民生常任委員長の佐藤郁夫です。本委員会に付託の事件、また報告をさせていただきます。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第130の規定により報告します。

期日は3月7日から15日まで現地調査並びに審査をさせていただきました。場所、出席者、担当課、書記等につきましては、列席のとおりでございますので、御一読をください。

それでは、事件番号、議案第11号由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部改正についての審査の経過及び理由並びに結果でございますが、本案については、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のために基金を造成して妊婦健康診査特別対策を実施していますが、引き続き事業を実施するために条例の有効期限を1年延長するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第12号由布市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。審査の経過及び理由並びに結果であります。本案については、由布市国民健康保険財政の健全化を図るために保険税率を改定するものです。国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金及び介護納付金分から成り立っており、それぞれにおける所得割、平等割、均等割の合算額が課税される仕組みになっているが、今回の改正では、医療費給付費分における所得割を7%から9%に引き上げる内容であります。

担当課より近年の保険給付費の伸びや保険税収の落ち込みなど、国民健康保険財政の厳しい現状について詳しく説明を受けました。今回の税率の引き上げについては、国保運営協議会からもやむなしの答申が出ています。また、低所得者に対してできるだけ影響がないよう配慮した引き上げ内容であることも説明されました。

委員からはこのまま何とか維持できないかとの発言もありましたが、今後の健全な財政運営のためにはある程度の引き上げについては認めざるを得ないとの意見が多く出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第13号由布市子育て支援特別対策基金条例の一部改正についての審査の経過及び理由並びに結果でございます。本案については、子育て支援特別対策として基金造成をして放課後児童健全育成事業を実施していますが、引き続き事業実施するために条例の有効期間を1年延長するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第19号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についての審査の経過及び理由並びに結果でございます。本案については、平成19年法律第96号による学校教育法の一部改正に伴い、由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第20号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正についてでございます。審査の経過及び理由並びに結果であります。本案については、平成19年法律第96号による学校教育法の一部改正に伴い、由布市立小学校の設置に関する条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第21号由布市中学校の設置に関する条例の一部改正についてでございます。審査の経過及び理由並びに結果でございます。本案については条例の題名を「由布市立中学校の設置に関する条例」と改めるものです。

また、平成19年法律第96号による学校教育法の一部改正に伴い、由布市中学校の設置に関する条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第22号由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定についての審査の経過並びに理由でございますが、本案については、指定管理期間が、平成23年3月末に終了するのに伴い、平成23年4月以降も引き続き「ゆふのA I」を指定管理者として指定するものです。今回は、城ヶ原農村公園と切り離し、庄内老人福祉センターのみ管理運営するとしています。これまで4年間にわたり城ヶ原農村公園と一体として管理してきたが、会員に女性が多いことや高齢化に伴い公園の管理が困難になったことが大きな理由です。

委員からは、「ゆふのA I」の定款や役員体制についての不備が指摘され、年度内早急に臨時総会を開催し、改善するとの回答がありました。また、会員の高齢化問題については、現在新しい後継者スタッフを育成しており、心配ないとのことでした。

庄内町に2つの福祉センターがある問題については、市としてはほのぼのプラザを本体と考えており、将来的には条件整備をして普通財産にしたいとの説明がありました。

指摘事項はいくつかありましたが、この4年間の利用実績は確実に向上しており、老人の憩い集う場所としての必要性は高まっています。利用者と「ゆふのA I」との信頼関係も高いことが現地調査を行う中でも感じられました。選定委員会においても適任であるとされています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第23号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についての審査の経過及び理由並びに結果でございますが、本件については、現在、移転、建てかえ中の由布市湯布院福祉センターの管理運営を指定管理者制度により行うもので、旧施設の指定管理者である社会福祉法人由布市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものです。

施設の安定的経営、福祉施設としての機能の向上、社会福祉法人としてのさまざまな福祉事業の実績を踏まえてのものであり、選定委員会においても適任であるとされています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第42号平成23年度由布市一般会計予算についての審査の経過及び理由並びに結果であります。本委員会に係る新規事業及び主な事業は、3款民生費で社会福祉総務費では湯布院の福祉センター建設工事終了により、総額約3億4,000万円の減額です。高齢者福祉費では、要援護者救急医療情報キット配付事業、在宅高齢者おむつ等購入補助、認知症高齢者徘徊見守りシステム利用補助などの新規事業、障がい者福祉費は、障害福祉サービス費の伸びから約7,000万円の増額です。あんま、はり、きゅう施術料助成事業対象者見直しに係る代替案について委員から質問が出され、高齢者施策全体の充実を図る施策として取り組むとの説明がなされ、広報等を通じて助成事業の周知を図るとともに、前記の3つの高齢者新規施策に加え、ゆふいん健康温泉館の利用促進とあわせた健康増進策として、挾間、庄内からの無料バスの運行、

施術料助成協定施術業者によるあんま、はり、きゅうの体験教室の実施を検討しているとの説明がありました。市民や施術業者等へのていねいな説明と周知徹底を求めます。

児童福祉費では、子ども手当が4億3,384万2,000円で1億2,500万円の増、ゆふいん児童クラブ新設の工事費3,150万円が予算化されています。

4款衛生費では、予防費で、高齢者インフルエンザ予防接種の増額、定期予防接種の「日本脳炎の制度改正」による対象者増、平成22年度途中から開始された「子宮頸がん等ワクチン接種に」による増額です。

10款教育費では、1項教育総務費で湯布院中学校の耐震化補強工事設計費で2,220万円の設計委託料、小学校学習指導要領改訂に伴う教科書、指導書、指導資料等の購入費1,813万円、中校一貫教育費では、乗り入れ事業の実施による3中学校に臨時講師を加配、また月額4,000円を超える通学費の補助やスクールバスの運行委託費を計上。スクールバスは部活の生徒が利用しやすい時間帯で利用率の向上を図ります。

委員から、湯布院コースの試験運行を実施すべきとの意見もありましたが、生徒に対するアンケート調査を行ったところ、利用希望者が非常に少なかったことから試験運行は厳しいとの説明がありました。

2項小学校費で、由布院小学校新築工事7億3,750万円、挾間小学校校舎耐震補強改修工事2億3,940万円、谷小学校校舎耐震補強改修工事1億3,000万円が計上されています。

6項社会教育費では、中央公民館、挾間公民館、庄内公民館、湯平地区公民館が特殊建築物定期点検の年に当たるため、検査業務委託料として4館計320万3,000円を計上。

7項保健体育費では、総合型スポーツクラブ自立支援事業707万9,000円、SPA健康マラソン大会開催事業費572万3,000円となっています。委員からは総合型スポーツクラブの取り組みに町ごとに差異があるとの指摘がなされ、挾間町での早急な立ち上げ支援を要望しました。

各課担当者から丁寧に詳しい説明を受けました。執行部には適切な予算執行と事務処理を求めます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第43号平成23年度由布市国民健康保険特別会計予算の審査の経過及び理由並びに結果でございますが、歳入歳出の予算総額を40億5,307万1,000円と定めるものです。

主な歳入は、国民健康保険税6億3,391万5,000円、国庫支出金7億9,020万1,000円、退職者医療制度の廃止に伴い、一般被保険者医療費等の増加分を社会保険側から交付される前期高齢者交付金9億5,922万8,000円、共同事業交付金4億5,058万

6,000円、繰入金6億420万6,000円等です。

主な歳出は、保険者負担分の医療費である保険給付費28億2,032万3,000円、後期高齢者医療制度に対する拠出金等4億1,933万3,000円、介護納付金に要する費用に充てるための納付金1億8,595万5,000円、高額医療費の発生による影響を緩和するための共同事業拠出金5億2,160万円、被保険者の健康の保持、推進等のための特定健康診査等事業費4,601万6,000円等となっています。

以上、詳細な説明を受け、対前年度当初予算比では0.3%の増額となっています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第44号平成23年度由布市老人保健特別会計予算の審査の経緯、経過及び理由並びに結果でございますが、予算の総額を22万8,000円と定めるもので、前年度当初と比較して99%の大幅な減額となっています。

平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたため、老人保健制度による老人保健特別会計予算としては22年度の医療費精算に伴うものです。23年度が最終年度となります。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第45号平成23年度由布市介護保険特別会計予算の審査の経過及び理由並びに結果でございますが、歳入歳出の予算総額を34億6,975万2,000円と定めるもので、対前年度当初予算比4.4%の増となっています。平成23年度は第4期介護保険事業計画の3年目に当たります。

歳入の主なものは、保険料5億7,478万1,000円、国庫支出金9億726万2,000円、支払基金交付金10億559万8,000円、県支出金4億9,058万8,000円、繰入金4億9,124万9,000円です。

歳出については、総務費で6,147万6,000円は主に介護保険の事務費で介護認定者の増加や介護保険システムのレベルアップにより19.7%の増額です。

保険給付費33億3,810万円については、介護認定者の増加により、対前年度4.3%の増加となっています。地域支援事業6,894万円は22年度実績及び一般会計への事業の組みかえにより、対前年度比2.2%の減額です。

以上、詳細な説明を受け、今後も保険給付費の伸びが続くとの見込みが示されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第46号平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計予算の審査の経過及び理由並びに結果でございますが、歳入歳出の予算総額を3億8,298万4,000円と定めるものです。対前年度当初予算比では約1.6%の増額です。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料2億5,637万7,000円、一般会計からの繰入金1億

2,517万2,000円等です。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金3億7,863万2,000円となっています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第49号平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計予算についての審査の経過及び理由並びに結果でございますが、平成23年度予算より歳入予算の科目を一般会計に準じたものに組み替え直しています。

歳入歳出の予算総額を1億3,616万3,000円と定めるもので、対前年度当初予算比3.4%の減額となっています。

主な歳入は、健康温泉館収入が1,848万円、一般会計からの繰入金1億1,536万1,000円等です。一般利用者が年々減少しており、入浴料は前年度比実績で11%減になる見込みです。

主な歳出は、健康温泉館管理費6,963万円、公債費6,603万3,000円等となっています。

まもなく敷地内に隣接して福祉センターが完成します。健康づくりの拠点施設として由布市全域で利用者がさらに広がるような取り組みを切望します。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。どうぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（**瀧野けさ子君**） ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（**瀧野けさ子君**） 再開いたします。

次に、産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 次に、産業建設常任委員会に付託の事件について、審査の結果を報告いたします。

日時等は記載のとおりであります。

議案第14号由布市準用河川占用料徴収条例の一部改正について、経過及び理由、本案は、由布市準用河川4本にかかる占用料について、徴収額及びその方法に関する引用条文を明確にするための条例改正です。

この改正により、占用料を徴収する事例はないとの説明を受けました。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号由布市都市公園条例の一部改正について、経過及び理由、本案は、公園台

帳を整備することに伴い、新たに都市公園として12公園を加え、21公園とするための条例改正です。

都市公園とは、都市計画区域内の公園で、大分県開発許可基準に「宅地造成等3,000平米以上の開発において3%以上の規模の公園を設ける」とありますので、90平米以上の公園を想定しているとの説明を受けました。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号由布市公園条例の一部改正について、経過及び理由、本案は、公園台帳を整備することに伴い、新たに公園として2公園を加え、7公園とするための条例改正です。

この条例における公園とは、都市計画区域外の公園であるとの説明を受けました。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号由布市水道事業給水条例の一部改正について、経過及び理由、本案は、条例中「水道法施行令」からの引用条文に誤りがあったので、所要の訂正を行うための条例改正です。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について、経過及び理由、本案は、城ヶ原農村公園の指定管理者として「庄内町観光協会」を指定するものであります。同団体より、「庄内観光の拠点として活用し、市内外に情報発信を行いながら維持管理していきたい」との申し出があり、指定管理者選考委員会において、有効利用と安定的な管理運営が期待できるということで選定されております。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、事件番号25号、26号、27号、28号、29号、30号、31号について、一括審査しましたので報告いたします。

議案第25号から31号までについては、市道路線の認定案件につき一括して審査しました。

第25号から第28号については、平成22年第3回定例会及び第4回定例会において、市道編入を求める請願が採択されたことを受けて市道認定を行うものです。

また、第29号から第31号までは、県道が市に移管されたことに伴い、市道認定を行うものです。3月11日に現地確認も行いました。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号平成22年度由布市一般会計予算、経過及び理由、歳入歳出の総額をそれぞれ162億3,217万円と定めるものです。

当委員会にかかる予算について、歳入では農林水産業費各種分担金1,828万9,000円、土木使用料のうち住宅使用料9,313万8,000円、小型合併処理浄化槽設置国県補助金

2,065万4,000円、道路改良事業費国庫補助金1億2,850万円、農林水産業費県補助金2億7,519万3,000円、労働費及び商工費県補助金1億3,686万8,000円、繰入金のうち肉用牛特別導入事業基金824万4,000円、由布市地産地消特産品ブランド化推進協議会補助金返還金を含む農政課雑入1,080万6,000円、市債のうち農林水産業債1,800万円、土木債3億3,130万円が主なものです。

歳出では、環境衛生総務費のうち、由布院駅前ほかトイレ清掃管理委託料311万円、雲浄苑待合室等整備工事費986万6,000円、大分市葬祭場火葬炉大規模改修工事負担金1,377万7,000円、合併処理浄化槽更新整備補助金4,650万6,000円、環境対策費のうち花いっぱい推進事業費1,079万9,000円、清掃総務費のうち、環境衛生組合負担金5億6,590万円、ごみ収集処理業務委託料6,016万5,000円、し尿処理業務委託料1,274万1,000円、農業振興費のうち、川西交流センターの温泉代替掘削工事費2,000万円、地産地消特産品ブランド化推進協議会補助金352万円、戸別所得補償制度推進事業補助金1,000万円、畜産業費としては、24年度に長崎県で開催される全国和牛能力共進会に向けての全共肥育推進対策費補助金40万円や飼料代18万2,000円が新規に計上されております。

農地費のうち、塚原地区用排水路整備に伴う支援事業費総額1,378万7,000円、林業振興費ではしいたけ生産新規参入支援事業補助金50万円、生産基盤高度化緊急対策事業補助金46万4,000円が新規に計上されております。

商工振興費のうち、地域経済活性化事業補助金や中小企業者利子補給補助金を含む負補交2,664万4,000円、観光費のうち、地域観光情報発信業務委託料1,487万1,000円、高速バス湯布院空港線増便負担金や祭り事業補助金を含む負補交3,367万8,000円、道路維持費では、市内3地域分の工事請負費6,000万円、23年度新規分として里道等補修用資材費100万円、道路新設改良費のうち、新規7事業着手により設計委託料6,130万円、測量調査4,055万円、5事業の土地購入費6,370万円、県道改良9事業負担金や小野屋櫛木線改良に伴う工事負担金を含む負補交9,897万3,000円、都市計画総務費のうち都市計画マスタープラン策定及び都市計画変更図書作成委託料1,306万2,000円、下市水路改修にかかるJR負担金を含む負補交1,810万2,000円、公園費のうち、抜間終末処理場利用計画による公園や公園改修に伴う設計費を含む委託料798万4,000円、遊具の安全点検やトイレの建てかえ等を含む工事請負費759万7,000円、住宅管理費では、家賃滞納者に対する即決和解費用23万円、市営住宅のアスベスト調査に関する委託料200万2,000円を新規計上しています。

以上が主なものです。

なお、観光費のうち、福岡アンテナショップ事業委託料325万円については、九州新幹線の開通による集客や特産品の紹介、販売の促進、ひいては由布市全体のPRを行うために設置するものであるとの説明を受けました。

当委員会としては、設置場所が県外であるため、会期中の現地調査が困難で、審査が十分と言えるものではありませんでしたので、議会終了後、早急に現地確認を行い、委員会としての結論を出したいと考えています。その上で委員会の理解が得られた後に予算を執行すべきと考え、本委託料予算については執行凍結すべきとの結論にいたりました。

以上を踏まえ、慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号平成23年度由布市簡易水道事業特別会計予算、経過及び理由、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,757万2,000円と定めるものです。

歳入では、水道使用料1億3,170万9,000円、一般会計繰入金6,857万3,000円、基金繰入金2,000万円が主なものです。

歳出では、29年度統合に向けた業務委託料総額3,783万7,000円、備品購入費550万3,000円、公債費の元金及び利子の償還金9,787万1,000円が主なものです。

また、審査において、委員より、市内3地域で簡水及び上水の水道料金に総意があることについて、統一に向けた動きはないかとの質疑がありました。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計予算、経過及び理由、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,887万9,000円と定めるものです。

歳入では、農業集落排水施設使用料1,976万6,000円、一般会計繰入金7,899万7,000円、公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債2,000万円が主なものです。

歳出では、農業集落排水施設管理委託料966万3,000円、公債費の元金及び利子の償還金8,067万1,000円が主なものです。

また、庄内町東長宝の不明水について報告があり、調査は引き続き継続しているものの、以前進捗がないということでありましたので、今後も原因究明に努めていただきたい、一刻も早い解決を望みます。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号平成23年度由布市公共下水道事業特別会計予算、経過及び理由、歳入歳出の総額をそれぞれ1,068万3,000円と定めるものです。

歳入では、一般会計からの繰入金1,062万6,000円が主なものです。

歳出では、公債費の元金及び利子の償還金1,031万7,000円が主なものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号平成23年度由布市水道事業会計予算、経過及び理由、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ4億9,967万2,000円、資本的収入の総額を1億1,793万4,000円、資本的支出の総額を3億3,945万3,000円と定めるものです。

収益的収入では、水道料金4億3,752万円、一般加入負担金1,894万1,000円、一般会計補助金2,803万1,000円、簡易水道一般会計補助金1,402万円が主なものです。

収益的支出では、浄水場汚泥処理業務委託料5,788万7,000円、取水場等動力費2,728万8,000円、薬品費1,386万6,000円、メーター器等修繕費1,361万2,000円、有形固定資産減価償却費1億4,239万円、企業債利息7,618万6,000円が主なものです。

資本的収入では、建設企業債9,720万円、一般会計補助金2,023万2,000円が主なものです。

資本的支出では、並柳配水池増設工事詳細設計業務委託料1,370万3,000円、並柳配水池増設等請負工事費1億4,408万7,000円、企業債償還元金1億4,384万8,000円が主なものです。

また、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億2,151万9,000円は、建設改良積立金3,000万円、減債積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億8,151万9,000円で補てんするものです。

また、今回の予算に並柳配水池の予算が計上されていることに伴いまして、給水区域の見直しを早急に行うよう、委員から意見がありました。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

どうぞ、何とぞ御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） これより審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしてきます。

まず日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決します。本案に対する委員長報告は適任と答申です。本案は委員長報告のとおり答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり適任と答申することに決定しました。

次に日程第3、議案第1号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号由布市暴力団排除条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号由布市消防長の任命資格を定める条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 委員長にお尋ねいたします。

この条例改正で、行政職からどちらかという消防署の方に人材を派遣するというような意味にとれるんですが、逆に人材育成、職員の人事交流という点から、逆に消防署の方から一般行政職の方に人事派遣を現在どのようなふうに行っているか、またその辺の取り組み、説明がなされたかどうかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） 総務常任委員会委員長の高橋です。

ただいま議員の御指摘について御説明をさせていただきたいと思います。

今回の改正は現状を踏まえて幅広い対応ができるように、実態に即した改正が行われたものというふうに理解しております。

議員御指摘のように、消防本部の方から行政職の方にとというのは、現在も事例は、委員会の中でも出ませんでした。採用段階でそういった消防職であるとか行政職と一緒に採用して幅広い業務に対応できる体制が整わないかという意見は委員会の中では出ました。今後、議員御指摘のような形のことも、当委員会としても十分検討していきたいし、執行部の方にそういったことを

投げかけていきたいというふうに考えております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 消防本部の指揮命令系統はやはりおちないように、その辺の職員に十分その説明、周知徹底を今後図っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立17名〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号由布市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第9号由布市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号由布市健康保険税条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 委員長にお尋ねいたします。

委員長の報告経過及び理由の中で、低所得者に対してできるだけ影響がないよう配慮した引き上げ内容であるというふうに説明しております。私も質疑の中で言ったように、所得がゼロでも保険税がかかると、この低所得者というのはだれを指して、どのあたりを指しているのでしょうか。その辺がよくわからないんですけど。

例えば、100万円所得がありますと、親子3人で、約20万円近くの保険税がかかるわけなんですけどね。所得税で言えば非課税、住民税も非課税の世帯なんですよね。その低所得者とは一体どういうところを指しているのか、委員会で議論になったのかどうかお尋ねしたいと思います。

2つ目はその健全な財政運営のためと言いますが、平たく言えば、一般会計からの繰り入れをなくすということなんですよね。健全な財政運営というのは、当局はそういうことで健全な財政運営ということを行っているんですけどね、これを容認するという意味なんですか。

例えば、質疑の中で言いましたけれども、介護保険、あるいは後期高齢者医療保険、それぞれ

40億円近くの会計なんですけれども、一般会計からは御存じのように5億4,000万円ですか、それぞれ出しています。この国保だけが同じその会計かかるのに3億3,000万円でこれは繰り入れの出し過ぎだというような評価なんです。この財政の、健全な財政運営のためにと、ということで容認しているのは一般会計からの繰り入れはさせないということを前提に話しているのか、その2点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 教育民生常任委員長の佐藤です。お答えします。

まず初めに、議員も同じく国保運営協議会の委員でありますしね、そのところは、私はあなた自身が把握してると思ってますが、あえて言いますが、7割、5割、2割軽減の方を指してると思いますし、今、あなたがいみじくも言われました所得制限、合計所得ですね。やっぱり、33万円から100万円ぐらいの方だろうと思ってますし、そういう方を指すんだろうと説明を受けました。

それから健全経営というのも、これもあなたが、特にここ何十年と研究されてね、よくわかってると思いますが、これは制度上ですね、やっぱりきちっと、それぞれ独立採算というのは、どの会計でも、それが原則と思ってますしね。それは容認とか何とかじゃなくて、応分の負担と申しますか、どうしても必要な保険税というのは、やっぱり、それぞれの皆さんに必要なものだと思ってますし、当然先ほど言ったほかの会計も、繰出金を一般会計してますし、それはあなたも本当に御存じですが、法定内基準内というのもありますし、国保に至っては、確かに3億何千万円入ってますが、それには基準内と基準外、基準外が1億4,000万円ぐらい今回入ってます。そういう中でありますんで、いずれにしても、それぞれの会計が、やっぱり、きちっとした独立採算を原則としてますんで、目指す必要があると思えますし、他の、やはり、そういう財源というのは、行政事業が多くのおりありますんで、その部分でやっぱり反映せなきゃならない。そういうふうに思ってますんで、そういうことで、我が教育民生委員会の中で十分議論してきたところでございます。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 今度のこの値上げというのは、全国的に行われてるんですね。菅、今の内閣のもとで、広域化、都道府県単位にやろうと。そのためにも繰入金を出さないようにという通達まで出して、この事業を進めてるんですけども。質疑の中でも言いましたけども、市長会は市町村でやっていけないから県でやってくれって言って、知事会は、これ拒否してるんですね。財政的な裏づけがないから、とてもじゃないけど、すぐ受けられんと、また知事会のほうが賢明だと思うんですけども。この国のね、今の菅内閣のこの強硬なやり方について、委員会

で議論したのかどうか、そこ辺をお尋ねします。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。その件については、しておりません。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 最後に、この制度について、問題点が委員会で議論されたのかどうか、そこら辺の最後をお願いしたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。本当にですね、あなたの言われております、常々、発足当時が、やはり国が基本的には50%ぐらい見て、久しく国民にそういう医療等を受けられるような仕組みというのはね、この間ずっとされていきましたが、現実的には、今国は26%ぐらいしか出ないという問題がございますし、それぞれがやっぱり、何とか市、何々市とかね、きちっとつけて、そこの財政の状況においてしてるというのは非常に問題でありますので、そういうことを含めて、やっぱりきちっとした、当局にも、執行部にも、やはり軽減していくべきだと、そういうことは申し上げております。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 委員長にお伺いします。現状のままだと国保の運営が非常に厳しいと。保険給付費が伸びたり、保険税収の落ち込みにおいて、国保会計が非常に厳しくなっているので、やむなしという判断は説明されればわかるんですが、この時期に、それを市民に理解を得るために、私はむしろ1回赤字会計を組んでですね、このままで、それで一般会計からの繰り出しを減らしたら、これだけ国保会計が成り立たないんだということで、赤字会計を組んで見せて、これで成り立たないから、どうしても値上げせざるを得ないというふうに持っていったほうが市民の理解が得られるのではないかなと思うんです。そういう意味では、今の段階で引き上げるということはちょっと早いのではないかなと思いますが、そこら辺の御検討は委員会のほうでされたんでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） はい、お答えします。当然それもすべて協議をしております。この国保会計の仕組みというのは、非常に厳しいというか、やっぱり実績の中で、それぞれが予算を次年度組んでいくんですが、やっぱり予想されない部分がかかなりあります。この医療給付というのはね。そういう形の中では、今議員がおっしゃった黒字会計というのは、本当に私もちょっと調査したところ、現実問題ですよ、21年度だけで申し上げますと、決算上は実質収支は黒字となっております。確かに。しかし、これは、先ほど言ってますように、基金の繰り入

れや一般会計からの補てんで成り立ってる。単年度収支は現実に本当に赤なんです。だから、予算を組むときにはやっぱり、制度上、そういうやっぱり1回、基金等足りない分は基金等で繰り入れた予算計上したようにして、最後に実態実績の中で見直して行って、その部分がもし会計上繰り越しておられた場合、それは一般会計に戻すべきでしょうが、現実的にはやっぱりそういうことになってない。非常に厳しい財政運営をしてると、そういうのが事実上ということでお聞きをしております。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 11番です。委員長にお尋ねします。この7%から9%の引き上げによって、低所得者が負担を、比較すれば負担増になるという気がいたしますし、事実、高額者のほうでも負担増があるのかどうかを御検討なさったのか。高額者には便利、便利じゃないですね、都合よくて、低額者に負担増が降りかかるようなことだけは、これは避けなきゃいけないと思うんですけども、そのあたりの議論がなされたのか。

そして2つ目は、そういう観点からも、減免措置を講ずることが、まずもって確認されなきゃならないと思うんですけども、減免措置の具体案を行政のほうがどのような提示をしたのか。また、それをどう検討なさったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。当然ですね、この予算につきましては、私も先ほどから申し上げてますように、国保運営協議会、2回、昨年11月から本年2月17日まで行ってまいりました。当然、そういうことも一般の委員さん——全体で9名で、議会から3名で、あとの6名は一般の委員さんでございます。それぞれの立場で出て、そういうことも含めて議論もしてきました。特に、今、この加入者は約1万名ございます。その中で、今回、どういう方たちに影響するのかなど、多くですね。そういうときにやっぱり51%ぐらいの方に、やっぱり、そういうことになっていくんだらう。ただ、1番上の限度額の人、なら、それはならんかっちゃ、現実的限度額は4万円ぐらい年間で上がりますんでね。当然全体で上がっていくし、それぞれ低い方においても応分の負担と申しますか、月1,000円ぐらいは上げざるを得ない。今、いただいている資料では、所得は100万円、収入でいけば二百二、三十万円の方も月に1,000円ぐらいはやっぱり上げざるを得んと、そういう状況は見てますし、いろんなことの資料も含めて、審査もさせて、この件につきましては、補正予算から含めて数日にわたり議論もさせていただいて、資料も、本当申し上げますと、膨大なんです。もう、相当見てですね、あらゆるところから、また、我が教育民生常任委員会でもできるだけの負担をですね、やっぱりこの時期、皆さんにしないようにするのは何かという視点はありましたし、我々もやむを得ない。涙

をのんで、やっぱりこの時期。と申しますのは、来年度以降、この仮定が2%しない場合、やっぱり6%とか、他町村も本当に、先ほど西郡議員も言われましたように、改定をどんどんされております。したがって、うちの市民により多くですね、来年以降、そういう負担かからないような、何とかしても応分の負担というのを、このうちの委員会でも本当にやむなく議論の中で、それぞれ全員皆さん、一人一人の気持ちをして、最初の日、やっぱり、そういうこっちゃいかんと。やっぱ上げるときじゃないと。そういうこともありましたけども、何としても、これは市民に多くの方にかかわる問題だから、十分時間を置いて議論しよう。そういうことの中で、いろんな資料も提出していただいたし、やむなく我が委員会としても認めざるを得ないと、そういう結論に至りました。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 認めざるを得ないという苦渋の判断というふうに聞きましたけれども、その減免措置に対するシミュレーションを行政が提示したのか、どうか。再度ですけど。

○議長（**渚野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） そのシミュレーション等は説明ございませんでしたが、やっぱり、そういうふうに7割、5割、2割の低い人でも納め切れない人が確かに今、収納率90%切ってますんで、おりますんで、個々にそういう納税精算も含めて、やっぱり一遍では無理なら、相当な期間を置いてでも、何としても、応分の負担をしていただく、そういう機会を設けて、市民の皆さんに御理解願うと、そういう納税相談に応じる。そういう趣旨の説明はございました。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 議案第12号国民健康保険税条例の一部改正、値上げ条例改正案について反対討論いたします。

ほかの介護保険や後期高齢者保健制度は、後発として、国保でそういう目にあってるから、十分な財政的な裏づけがなければやりませんということで、こういう負担割が決まったんですね。だから、一般会計から、そんなに繰り出しても、法的にそういうふうにしなさいという基準になってるから、そうなるだけで。国保については、委員長も報告したように、当初5割、本来は医療費全体の5割だったんで、物すごい金額だったんですよ。実質保険給付率の65%が国の負担だったんですけどね。それを保険給付費の50%に削り、今では、聞いてみたら、委員長報

告で25%ということで、明らかに国の国民いじめなんですね。それも低所得者が集まっている。要するにゼロ所得の人は、さっきも言いましたけども、49%で、ほとんどその影響を受けないといっても、あとの51%はすべて皆係るわけですね。この2%の値上げが。そういう点に言えば、運営委員会ではきちっと、この国のやり方について批判すると。同時に、市民生活を守るのは市町村なんですから、市へ応分の負担をするというふうに本来はなるべきだというふうに私は考えます。同僚議員からも言いましたように、そこまでやってもなおかつ、こんな大変な状況だというような赤字が累積するとかいう場合に、初めて値上げという手を踏むのであって。来年の会計で赤字になりそうだから、先に値上げをするなんてやり方は、これもう言語道断ですよ。こんなやり方許したら、市民はだれも認めないし、深刻さは伝わっていかないんです。あろうことか、その片方でね、市長は、本庁舎云々かんぬん言うて、1本になれば庁舎を増築しなきゃならんみたいなこと平気で言ってるんですね。（「関係ない」と呼ぶ者あり）一体どこに金を使うんか。今まさに金を使うべきところはこういうところじゃないかというところで、やっぱり国保の市民生活を守るために、こういう値上げは絶対させないというふうをお願いしたいと思いません。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、原案賛成者の討論ありませんか。16番、利光直人君。

○委員（**16番 利光 直人君**） それでは賛成討論をいたします。

先ほど、皆さんから御意見が出されております。また、委員長からも報告の多々あっておりますけども、委員会はですね、本当にこの審議を、国会じゃありませんけれども、集中審議でにおけるぐらい討論をいたしました。その中で、法定外の問題、それから基金条例の取り崩しの問題、これもいろんな話をしましたけども、内容はですね、7、2、5割の問題、いろんなことがありますけども、西郡議員言われてますように、市がそりゃ、金を出せばいいんですが、あなたも御承知のとおり、3.8%の162億3,000万円という全体の予算の中で、なかなか金が厳しいということから、これをもし先送りしてもですね、この後に9%が、10%、11%と、いうようなことには、今後もなっていく可能性が十分にあります。そんな中で、これを防ぐか防がんがという大きな問題もありましたけども、ここで一応2%上げさせていただいて、またこの数年後に上がる可能性が十分あるんです。これは現状としてもいたし方ありません。そういうことから、今回の値上げを当委員会はやむなく受けましたことを議員の皆さんに理解を得て、賛成討論いたします。よろしく願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。4番、長谷川建策君。

○委員（**4番 長谷川建策君**） 私も賛成討論です。皆さん、常任委員会が審議したんとか、何とか言いよるが、本当に津田課長より、こんなに資料いただきましてですね、今までわからんやった分が本当にわかってきました。本当に、慎重審査結果した以上ですね、何時間したかわからん

ぐらいしました。その中で、本当に仕方なく、しょうがねえなちゅうことで結果が出ました。委員長報告どおり賛成討論とします。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに。14番、佐藤正君。

○委員（**14番 佐藤 正君**） 賛成の立場から討論をいたします。

先ほどから、佐藤委員長が御報告がありましたように、これまでの中での委員会の中で、本当に長い期間、長時間にわたりまして審議を行いました。基金の取り崩しをして、それを持っていったらどうかというような提案もいたしましたけれども、そういう基金を崩すときに、万が一、いろんな赤痢とか、いろんな急遽病気が出た場合に、それをもっていかなきゃならんというようなことで、使えないというような報告もございました。

以上、利光議員とも同様でございますので、賛成討論といたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論は。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 賛成がたくさん出たので、反対から討論いたします。

教育民生委員会が物すごく慎重審議をされたことには大変敬意を表したいと思います。非常に難しく、頭を悩まされたんだと思います。だれも議員はですね、上げたいと思ってる人は1人もいないと思うんです。だけれども、どうにも立ち行かないので、苦渋の判断をされたということですが、この問題の根本は、やっぱり、国保会計制度、国民健康保険制度、そのものの破綻にあると思います。今も何人かの議員が言われましたし、委員長もみずから言われました。国が50%以上を面倒を見ると。これ憲法25条で規定されている国民の最低限の健康で文化的な生活を保障するという国の責任のもとにある制度なんです。それを国が責任をほとんど放棄して、23%にまで負担を下げてきたこと。そのことに対して、しわ寄せがこの地方自治体に押しつけられているわけですよね。このことに対して、何とか賄える間は市町村がやってきましたけど、もうここに来て、やはり、国の責任でやるべき国民健康保険制度が立ち行かないのであれば、それを市町村に押しつけるなということで、地方自治体が今こそ国に向かって物を言うべき時期だと思っんです。そういうことを考えるに当たっては、市民に税金の引き上げで、その分を補っていただくのではなくて、赤字会計を組んで、これだけ市町村頑張ってるけど、どうしようもないんだと。これが実態なんだということを見せるためにもですね、今ここで、値上げをせずに、私はしっかり赤字会計を見せてですね、それを市民に見せるだけではなくて、国にも見せて、国民健康保険制度の抜本的な改正を訴えていくと。そのためにも、今ここでは値上げをすべきではないと思ひまして反対いたします。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論ありませんか。11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 賛否でないような気がしますけれども、今、多々賛成反対の討

論、全局的を得た立場からの討論だと思えます。しかし、こういう状況で、7から9にという負担増がどのような影響を与えるのか、まず検証をする。この資料が少ないと思えます。制度自体、今指摘がありましたように、破綻を目の前にしているからという理由がございませぬけれども、アメリカなどから見れば、日本がこれほどやらやましい国民皆保険制度を持ってる。我が国も導入しようじゃないかと、オバマ大統領が声を大きくして叫んでいるぐらい、提案しているぐらい、すばらしい保険制度でございませぬ。それがもう破綻状態だとなれば、破綻する前に上げようということもわかりますけれども、もう少しシミュレーションを、この1年を通じて、7から9、そして、それでいいのか。そしてまた、減免措置をどの程度微細に実施するのか。そのあたりをもっと慎重に協議するためにも、ここは一たん、やむを得ず否決をして、再考しようという立場での決を皆さんとともに出したいと思えます。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませぬか。8番、新井一徳君。

○委員（**8番 新井 一徳君**） 8番です。もう皆さん、多くの意見が出ましたけれども、今までも、県内でも最低の負担というのは皆さんも会議で聞いてます。資料も出ましたし、この国保会計の破綻というのは、本当ははっきり言って、国の補助が足りないというようなことは、もう以前から言われてきたわけですがけれども、そういったことで、言われてきたけれども、由布市としては、この負担を抑えてきたわけですが。ここにきて、やっぱり、以前から言われた少子化、急速な少子化、そして急速な高齢化、そして平均寿命が上がってきたというようなことでありますんで、ぜひとも、やっぱり、互助精神、公助精神で、お互いに助け合うという気持ちは絶対大切なので、応分の負担を皆さんに求めるのは当たり前だと思えて、委員長報告を了としまして、賛成討論といたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立15名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

ここで田中真理子議員より、所要のため午後欠席届が出ておりますので、許可いたしました。

次に、日程第15、議案第13号由布市子育て支援特別対策基金条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号由布市準用河川占用料徴収条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号由布市都市公園条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なし認めます。

これより議案第15号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第16号由布市公園条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号由布市水道事業給水条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第18号由布市みことピア条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第19号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第20号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第21号由布市中学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第22号由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第23号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

ここで議長席を副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

○副議長（**佐藤 人巳君**） 議長席を交代いたしました。ここで、地方自治法117条の規定によって、由布市社会福祉協議会の理事であります渕野けさ子さんの退場を求めます。

〔22番 渕野けさ子君 退場〕

○副議長（**佐藤 人巳君**） それでは、日程第25、議案第23号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。13番、太田正美さん。

○議員（**13番 太田 正美君**） 委員長にお尋ねしたいんですが、次の42号の一般会計のところにもありますように、この施設を湯布院健康温泉館の利用促進とあわせた取り組みをというふうなふうに受け取れたんですが、今回、由布市の福祉センターを指定管理者に出すんですが、あわせて隣の健康温泉館の指定管理者についての同時指定管理者というような協議はなされてなかったんでしょうか。

○副議長（**佐藤 人巳君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えいたします。先ほど私が委員長報告の中で、健康

温泉館の中で申し上げたのは、やはり、今度新しく福祉センターが、湯布院福祉センターが新設されて、かねてから、健康温泉館が利用者が年々減少しているということをかんがみたら、やはり、新しくセンターも新設されるわけでありますんで、両方で健康管理。特に高齢者の皆さんの健康増進、予防等に役立てていただきたいと、そういうことを申し上げましたし、ただ、今は独立的に健康温泉会計別にやっておりますし、いろんな将来的な公債費が27年度までぐらいで整備がされると、そういう状況になれば、そういうことも含めて、やっぱり今後は考えていかなきゃならないという話は委員会の中でしましたが、独立して指定管理に、両方と申しますか、健康温泉館のほう出すという話はしておりません。

以上です。

○副議長（佐藤 人已君） ほかに質疑ありませんか。11番、溝口泰章さん。

○議員（11番 溝口 泰章君） 委員長にお尋ねします。私も議案上程のときに質疑で触れたんですけども、この委託が決定して、その後、運営に関する費用がかなり重くのしかかるということで、委託料に関しての議論は委員会の中でどのようになされたのかを教えてください。

○副議長（佐藤 人已君） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） お答えいたします。当然ですね、質疑のときにはそういう話もございましたし、この42号議案でもございますが、福祉協議会の出す補助金というのも今までの維持でいくという状況でございましたし、そこ辺のところの、やっぱりきちっとした、今後福祉、特に老人の皆さん、高齢者の皆さんの福祉をするときには、やっぱり重要な役割を担っていただくんでありますから、そういう増額等はどうかという話はありませんでしたが、担当部課のほうでは、現実的には、いろんなことを考えたときに、財政的に考えたときに、現状維持でいきたい。そういう話はございました。

○副議長（佐藤 人已君） 11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 将来にわたって、質疑のときには、1年間の実績を見るということでしたけれども、それを短縮して前倒しといいますか、早目に予見することができるわけですので、そのあたりも執行部のほうに私質疑いたしましたけども、その点がどのように委員会の中で議論されたかを、済みませんが、お願いします。

○副議長（佐藤 人已君） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） お答えいたします。その問題につきましても、質疑のときに執行部が申し上げたとおりでございまして、現状的にはやっぱり今までどおりとせざるを得ないと、そういう話でございました。

○副議長（佐藤 人已君） 11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） その意味合いはですね、破綻はないでしょうけれども、非常に

経営回転が困難になった場合のことも想定しなきゃいけないということを前提に質疑したわけですので、そのあたりを、執行部がそのまま行くんだということもわかるんですけども、その後の状況の変化には柔軟に対応するようにという選定委員会のほうの言葉もありましたので、そのあたりはちゃんと手当するようにという希望などは、委員さんの中からは出たと思うんですけども、いかがですかね。

○副議長（佐藤 人巳君） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） お答えいたします。そのような話もそういう中でございました。ただ、今からまた新しく、そういう事業というか、新しい新社屋でやるわけでありまして、経過を見ながら、柔軟な対応をするというような方向の意見がございました。

○副議長（佐藤 人巳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤 人巳君） これで質疑を終わります。

これからは討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○副議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、瀧野けさ子さんの入場を許します。事務局連絡をお願いします。

〔22番 瀧野けさ子君 入場〕

○副議長（佐藤 人巳君） 議案第23号は可決されましたので、お知らせいたします。

ここで議長席を議長と交代いたします。

〔議長交代〕

○議長（瀧野けさ子君） 次に、日程第26、議案第24号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第25号市道路線の認定（尾足線）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第26号市道路線の認定（参宮線）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第27号市道路線の認定（龍原本村線）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第28号市道路線の認定（大龍横井出下線）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第29号市道路線の認定（朝原赤仁田線）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第30号市道路線の認定（谷村鶴竜王平線）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第31号市道路線の認定（竜王平芝尾線）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第32号佐伯市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第33号豊後大野市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第42号平成23年度由布市一般会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 指摘事項は委員長報告のとおりです。ただ、反対の立場で3点だけ指摘をいたします。

1つは、顧問弁護士をいまだに置くことであります。しかも、その選び方がずっと同じ人ということですね、非常に市役所の契約に関しては不適切だというふうに思います。

たまたま去年の今ごろですか、参廃問題で顧問弁護士の意見を求めたら、3カ月間用件を聞くことはできないというようなことを言われました。そんな顧問弁護士では困ります。適切な選び方をすると同時に、顧問弁護士などの、どのような相談ケースがあったかというのを見たら、相談料にしても、ごくわずかですね。十数件だから。だから、置く、そのものの必要がないんじゃないかと。置いても、常時、顧問に対応できないということでは、役に立たんということですね。前回2人も置いてたのを1人にした。今度は早くですね、それもなくて、優秀な職員が多いわけですから、そんなわけわからんような顧問弁護士なんか必要ないというふうに思います。

2つ目は、人権同和対策課、職員、高給、臨時も含めて、1,500万円以上の金を投じて、同和対策課を置く理由はどこにもありません。2億円の焦げつき、住宅新築資金等の貸し付けの返還金もほとんど返ってきてない。そういう中で同和対策課を置くなんちゅうことは必要ないんで、早急に総務部の中に法規係、あるいは人権係が対応すればいいだけの話ですね。同和対策などと称して、不必要な同和研修あるいは間違った同和教育研修というんですか、そういうものを行わないようお願いをしたいと思います。

最後は、3つ目は、本庁舎の問題です。国保税を引き上げるぐらいなら、本庁舎なんて言うなと。庁舎を建てれば、増築するのにかなりの金額がかかる。それでなくても、市民の間には、今のままでいいじゃないかという世論が大きいにもかかわらずね、市長あるいは職員が不便だから、あるいは議員が不便だからということで、本庁舎、本庁舎、言い続けてんですけども、本庁舎な

んか必要ない。現状のままで結構です。合併協議でも、現在の庁舎を生かして利用するというふうに、当分の間というのは、1日たったら当分の間じゃないんですよ。ずっと当分の間は続くわけですから、今しばらくね、このままいて、様子を見るということにさせていただきたいというふうに思います。

以上で、反対討論といたします。

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、原案賛成者の討論はありませんか。11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 賛成の立場から討論させていただきます。

反対討論の内容も、これからの課題として十分に議論していく余地はございますが、今回、3.8%増の162億円に上がる予算は景気低迷の打開ということ、そして雇用情勢の悪化を是正していくということを柱にして、わが市においてはブランド化の推進事業、そして地域間の交流事業で地域産業の活性化を図ろうとしておりますし、マスメディアを積極的に活用した由布市の振興策を打ち出していこうということ、また、教育施設の耐震や改築などで、教育環境の安心安全を図ろうとする事業、また、市民レベルでの行政や我が議会に対する満足度の調査を通して、諸施策、施策をフィードバックしようとする体制、これを設定していることなどかんがみますと、積極的な施策が講じられているというふうに判断できると思います。妥当な予算編成であることを認め、賛成討論といたします。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。1番、鷲野弘一君。

○議員（**1番 鷲野 弘一君**） 済みません。建設委員長のほうに、産建の委員長にお尋ねしますが、（発言する者あり）終わった。（発言する者あり）じゃあ、済みません。

○議長（**渚野けさ子君**） 討論いいですか。賛成か、反対か。（「それはいい」と呼ぶ者あり）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第43号平成23年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 委員長にお尋ねいたします。経過及び理由の中で、主な歳入の中で、冒頭、国民健康保険で6億3,391万5,000円というふうには書いてます。値上げを見込んで、本来ならば、国保税が、年収が上がるはずなのに、6億6,000万円から3,000万

円も下がってます。その理由はどういうことだというふうに委員会では話し合ったのか、教えていただきたい。

それと2つ目は、補正のときでもお尋ねしました、事務費の拠出金を保険税で充当するのは間違いじゃないかと、これ一般会計から充当すべきだというふうに言ったんですけども、そのことについて、どういうふうに議論されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 2回目はちょっと考えよって、最初のをちょっと、もう1回言ってくれませんか、最初のは何やったか。（発言する者あり）ああ、わかりました、わかりました。

お答えします。本当ですね、試算では、当然2%上げた分がやっぱり5,000万円ぐらいになるだろうと、そういう予測をしてたわけでございますけれども、何せ、収納率含めて、今御案内のとおり、低所得者を含めて、リストラを含めて、いろんな人がこれ住所を移したときに入ってきております。現実的には、かなりの実施を見込んだときに、収納率を掛けていくと、現実的には3,000万円ぐらい減になるのではなかろうかと、そういうことでなっている関係上、こういう予算の計上ということでございました。

また、2つ目におきましては、現状どおり、こういう組み方、国保会計上、こういう処理をすると、そういう内容でございました。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） それ間違ってるんです。それを是としているところがおかしいから、質疑の中で、要するに減額してるのはおかしいと。あるいは事務費拠出金を保険税から充当するのはおかしいということを指摘したわけです。何も私が言ってるんじゃない。財政課長が出した国からの通知文ね。あれの中に載ってるわけですから、そういうことをきちっと議論しないと、何のための委員会かわかんじゃないですか。指摘だけにとどめます。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 市民を愚弄するような予算では困るわけですよ。保険税を2%上げて、それを反映してるどころか、逆にね、マイナス3,000万円なんかするっちゃうのは、幾ら上げて何もならないじゃないかっていうね、市民に対する嫌な感情をずっと与えるような予算組みになってるわけですよ。そういうことは一目でわかるにもかかわらず、それに対して、きちんと委員会で議論しないっちゃうのは、私はやっぱ問題だというふうに思います。そういう点

では、こういうことを、このまま可決してね、市民にこういうふうになりましたなんて、とても言えるような予算ではないので、断固反対であります。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、原案賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立15名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第44号平成23年度由布市老人保健特別会計予算を議題として質疑を行います。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） これもお尋ねしましたけれども、19年度の精算が現年度分というのはおかしいじゃないかと。やっぱり、過年度分できちっと精算をしてるわけですから、過年度なら、過年度っていう扱いをすべきだっていうふうに言ったんですけども、私が納得できるような説明をお願いします。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 納得いくかどうかわかりませんが、うちの委員会では、やっぱり、きっちり精査また審査をしております。今、この老人保健関係は、議員御案内のとおり22年度で終わると、そういう状況でございましたけども、実績がやっぱりまだ上がってくるわけで、最終年度23年度という形の中で、その分、上がってる分がわかった分で上げていく分ですから、そういう現年度という形を使わせていただくと、そういう説明でございました。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 老人保健そのものが、保険の給付はね、20年度からないわけですから、幾らそのことを言ったって、私には全く理解できないですよ。もう少し私ができるような委員会での検討を深めていただきたいということお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 回答はいいですね。

○議員（**12番 西郡 均君**） はい。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第45号平成23年度由布市介護保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第40、議案第46号平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第41、議案第47号平成23年度由布市簡易水道事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第42、議案第48号平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を議題として質疑を行います。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 委員会で不明水のことについて触れていただいたのはありがとうございます。去年の監査報告で、不明水の調査も一段落したのということを書いてたんで、一段落なんかしてないということで、ここでやかましく言ったわけなんですけども。ここに書いてるように、調査を引き続き継続しているものの依然進捗はないということで、非常にこれも、市の実施計画でね、今年度設計、来年度増設ということをやったわけなんですけども、委員会のほうで、そこ辺までの議論をどういうふうにしたのか、ちょっと見えないんで。不明水の結果、どうなんだということ、調査を永遠にずっと続けるのかね。そこ辺でめどをつけるような話をしたのかどうか。その辺、委員長にお伺いします。

○議長（**渚野けさ子君**） 産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 委員会では、やはり依然として原因究明が、これというものが的確にあらわれてないということで、進捗状況を担当課に聞いたわけですが、依然その辺の進捗状況、確たるものがないということで、これからも原因究明を続けていきたいということでしたが、やはり、ただただとですね、これを続けるのではなく、一刻も早い解決を望むということを担当課には望みました。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第43、議案第49号平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第44、議案第50号平成23年度由布市公共下水道事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第45、議案第51号平成23年度由布市水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第46、議案第52号平成22年度由布市一般会計補正予算（第9号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第47、議案第88号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 5番、二ノ宮健治です。

議案第88号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する修正案について、原案について賛成、そして修正案に対して反対の討論を行いたいと思います。

その前に、私も総務委員会に今属しております。総務委員会からの修正案ということで、反対討論に回りました。高橋委員長、それから総務委員会の皆さんには大変迷惑かけますが、どうしても、このことについては、委員会の中で十分述べたんですけど、私としては、どうしても腑に落ちないということで、あえて、反対の討論させていただきます。

それと、私の大先輩である西郡議員のことはいつも聞くんですけど、このことについてはどうしてもついていくことができません。その点もお許しを願いたいと思います。

少し長くなりますが、お許してください。教育委員の身分はどういうものかということから考えてみました。一言で言えば、教育委員というのは行政委員というものです。これは地方自治法の中ではっきり決まってるんですけど、地方公共団体、県と市町村を指しますが、その中で必須事項、必ず置かなければならないというのに、教育委員会の委員があります。これ以外に選挙管理

委員会、それから人事委員会、公平委員会、それと監査委員というものがございます。それから市町村に必須というもののの中に、農業委員会と固定資産の評価委員です。このことについては、こういうぐあいに書いてます。「その所管する特定の行政権を行使する地位を認められている」ということで、私から見れば、議会とほとんど、その部門といいますか、そのセクションにおいては対等じゃないかというぐらい重い委員だというぐあいに思ってます。

今回、問題になったのは、その報酬をどういうぐあいに決めるかということです。これは単なる教育委員だけじゃなくて、行政委員、それから議会の議員も同じなんですけど、なかなか幾らだというものが明文化されてません。そういうことで、何が高いのか、何が安いのか、何が低いのかというのがなかなか決めにくいんですけど、今回の修正案につきましては、総務委員会の中で十分議論いたしました。そして、大分県内の市町村の中の現行の額の一番高いところ大分市、それから一番安いところの姫島を除いた平均値を出しました。そして、その平均値に人口を掛けて一つの修正案というぐあいに、それをベースにしました。確かに、一つの出し方ではあると思います。しかし、私は、類似団体というものが今国の中で決められてます。大体、この類似団体によって、いろんな報酬等が決まるといいますか、簡単に言えば、それが目安になってる場合が多いんじゃないかというぐあいに思います。類似団体というのはどういうものかという、ちょっと間違ふと悪いんで、少し読みますが、国が全国の市町村を指定都市、中核市、特定市、都市、町村、特別区に分類した上で、さらに、都市、町村を人口規模や産業高度で細分化、計35のグループに分かれている。その中で、同じグループの属する実態を類似団体といいます。話すとも長くなるんですけど、由布市は都市Ⅰ－Ⅰということで、大分県では、臼杵と津久見に類団があります。その下といえますか、人口規模は5万以下で同じなんですけど、産業高度が少し違うということで、都市のⅠ－Ⅰというのがあります。これが杵築、国東、竹田、豊後大野でございます。グループ間の比較というのは、これ大変難しいんですけど、例えば、議員の報酬についても、この都市のⅠ－Ⅰから、都市のⅠ－Ⅰについては、由布市の33万円と同じように、ほとんど同じ額になってます。31万円から33万円という、少し差は開きあるんですけど、大体、この類似団体にあわせながら、いろんなものが決められているというぐあいに思ってます。そういう中で今回は、提案が竹田、豊後高田、杵築、豊後大野と、そういうほとんど同じ額の31万2,000円が妥当じゃないかというような、私は提案であったと思ってます。しかし、今回の修正に反対の一番大きな理由というのは、12月の議会のとくに執行部のほうが説明をしておりましたが、平成20年度の教育関連法案の改正で、教育委員の任務が大変重くなったということの説明がありました。内容は省略いたしますが、かいつまんで言えば、改正前までは、教育長への依存度が高く、教育長がいろんな出した段階で、教育委員がその提案の賛否を問うというような形だったんじゃないかと思ってますが、改正以降、やはり自分たちで方針を決めたり、その条例を制定す

るなどという大変重たい役になったというぐあいに思っています。そういう中で、今回約3万円ぐらいの減額なんですけど、全部で5人ですから、年額の15万円という執行部から出したものから見れば低い額なんですけど、やはり、その15万円ももちろん大切ということはわかりますけど、今回、ぜひ、他町村並みにして、そして教育委員さんのやる気を出していただいて、そして、その重責に耐えるような、誇りを持ってやれるような、そういう働きをしていただきたいという希望を込めて、執行部が出した案に賛成をいたします。

結論から言うと、せめて類似団体並みにしていただきまして、そして、教育委員としての誇りと与えられた任務を十分に果たしていただきたいということで、議案に賛成、改正案に反対の討論といたします。

済みません、少し長くなりました。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論ありませんか。11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 修正案に賛成の立場で討論申し上げます。

今、賛成討論、修正案に反対で、原案に賛成という立場での討論ございましたけれども、類似団体を指標にしてみますと、額でいきますと、今由布市は当然低すぎる額であるのは確かでございます。委員長14万円、委員13万4,000円ということで、修正案では、これを33万円、委員長の33万円、委員の28万円に上げたらどうかという案を出しておりますけれども、その案を作成する際に際しまして、類似団体でいきますと、国東と杵築を見ますと、これが極端になるわけです。人口はほとんど一緒でございます、都市の累計でI-Iか、I-0かの違いはありますけれども、国東を見ますと、3万3,338人と、これは2010年の国調ですのではっきりした数字ですね。杵築も同じように3万3,400、由布市が3万5,088人ということで、ほとんど同じような規模での人口ですので、報酬を見ますと、国東は委員が22万8,000円、委員長が26万4,000円ということで、今回の案よりも低く設定されております。しかし、杵築におきましては、委員が31万2,000円、委員長が37万2,000円、こういうふうにより布市の修正案よりも高めに設定されております。この中で、由布市を考えたときに、やはり、大分県内の18の自治体の中で、並外れて高い報酬の大分市、これは委員で何と15万3,480円でございます。委員長では160万2,000円という高額になっております。しかし、姫島では、委員は年間9万2,800円、委員長が10万2,400円という低額になっております。仕事内容はほぼ一緒でございます。そこで、やはり、由布市に見合った額をと考えたときに、算出根拠に平均値を出してみれば比較したらどうだろうというふうに前回継続の前に申し上げました。それで算出いたしますと、由布市の場合は、大分市と姫島を除いた16の市町村全部を平均化して、一人頭の平均値は一体幾らになるんだろう。それで、大分県の平均の額を出して、由布市の3万5,088人にあわせた額を算出いたしますと、細かくなりますけれども、由布市

の場合が委員長が32万6,318円、委員が27万3,686円、四捨五入の形ですけども、委員長が32万6,000円、これを33万円に最後の桁ですね、1,000円の桁を上げて、33万円でどうだろう。また、委員に関しましては、27万3,686円になりますので、それを27万4,000円ということで修正案をつくりましたけれども、もうちょっと、これを万の単位まで上げて、28万円で、委員さんに関しましてはですね、28万円でどうだろうという協議をして、委員会の修正案を作成し、それに対する賛否を問うて、今回の修正案が提出される運びになりました。こういう算出で出しておりますので、低すぎる額で報酬を上げるのは当然でございますし、この上げることを否定するものではございません。ただ、由布市に見合ったという形で、類団よりも算出根拠を明らかにした数値を出すべきという考え方にのっとり算出でございますので、この修正案をぜひとも認めていただいて由布市らしさをこの中でも出していききたいというふうに考えております。どうぞ御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論ありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 私も修正案に賛成の立場で討論しますが、この討論、賛成討論、反対討論と言っておりますけども、これ基本的には同じ方向だと思っております。対立するような討論になってないと思います。といいますのは、基本的に、教育委員さんの委員報酬が低すぎるから上げてはどうだろうかという提案に対して、総務委員会の中でさんざん審議をしました。継続審議にしました。最初はですね、上げなくていいと、このままで行けという議論もあったぐらいなんです。それを3カ月かけて、いろいろ研究調査していくうちに、やっぱり、さすがに教育委員の社会的責任もふえてきたので、その仕事に見合ったという意味では、上げるという方向はありだろうということで、一応の上げるという結論は出てるわけです。この時点で、もう既に、賛成も反対もなく、上げることに皆賛成になってるわけなんですね。じゃあ、幾ら上がるのかというところの違いが今問われているわけで、その原案、執行部側が出してきた原案については、その他の類似団体、今、二ノ宮議員が言われましたけど、類似団体を参考にしながら、2.3倍ぐらいの杵築市並みに合わせたらどうだろうか。それが同じ上げるにしてもどうだろうかという議論の中で、修正案を出させていただいた理由はですね、上げるのは上げるにしても、いきなり今の時期に教育委員さんだけを2.3倍以上もの報酬を上げることについて、市民の理解が十分得られるだろうかということから、修正案を出させていただきました。合併して5年たってますけれども、5年間の間に旧町の時代に教育委員さんがやってきた仕事と、今になってくださってる仕事がどのくらい報酬として見合うかというのを算出はできません。ただ、今の報酬では安すぎるので、じゃあ、もう少し上げよう。もう少し上げるにしても、2.3倍はちょっと上げ過ぎだろうということで、今、いろんな算出方法、根拠を溝口議員が説明されたような換算値を出して、いろいろ苦労したところ、せいぜい2倍ぐらいまでだったら、市民の理解が得られるん

じゃないかと。それにしても県内に比べたら安いので、本来は2.3倍の今原案ぐらいのものが本当は妥当なんだろうけれども、今の段階で一気に上げるのは、ちょっと市民の抵抗も強いから、まずは2倍ぐらいにして上げて、その後、また教育委員さんの責任の役割に応じて、今後も見直していけばいいんじゃないかというような判断だと思うんです。ですから、これ全然対立してるわけではないので、まずはワンステップとして、まずは上げるんであっても、せいぜい2倍ぐらいまでにとどめておこうという意味での修正案ですので、ぜひ理解いただいて、皆さんと一緒に2倍ぐらいまで、一遍ワンステップ踏むという意味で修正案に賛成していただきたいと思います。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。4番、長谷川建策君。

○議員（**4番 長谷川建策君**） 4番、長谷川です。私は原案に賛成で修正案に反対です。

まず1つは、この差額がわずか、わずかってたら、大変失礼ですが、3万2,000円ですね。年間に約教育委員会さんは30回から40回の間いろいろ会議、そういうのがあると聞きました。その中で、やはり、行政委員会の役目っちゅうのを考えたときに、この差額は余り、修正案がもし22万円とか、20万円前後やったら、そやなとか、考えるんですけど、わずか3万2,000円の差額。それに、そういうふうに私自分の意見ですが、感じましたので、修正案に反対、原案に賛成。以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論ありませんか。9番、佐藤郁夫君。

○議員（**9番 佐藤 郁夫君**） 私も修正案に反対、原案賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、賛成の皆さんの御意見を聞いておりました。今なぜというのを一点私なりに考えてみました。もう5年前ですね、合併して、新生由布市ができたわけでございます。そのときから、教育委員さんの報酬は差し置かれてきたわけでございます。まずですね、皆さんも思い起こしていただきたいんですが、議員もかんかんがくがくやって、いろんなこともございましたが、報酬委員さんの中で、そういう厳しい財政でございましたけども、1万円、ただ、それだけ見ますと、年間見ますと15万円はもらってるんですね。そういうことも含めて、やはり合併以降、そういう議員も見直しをしてきたという経過がございます。そういうことになれば、時期とすれば、私は、もうちょっと早く、この教育委員さんの見直しは早くすべきであったと思いますし、この今修正案も聞かせていただきましたけれども、この根拠もですね、やっぱり類団を見てるわけでございます。そうしますとね、やっぱり、原案を執行部が昨年出したときの、やはり、いろんなところの資料を見て、いろんな、うちはどうがいいんかと。うちとして、由布として、どうでいいんかと、そういう私は金額を上げてきたと思うんですね。したがって、どういう形であれにせよ、やっぱりそういう基礎をやっぱりそのときの執行部も考えていたというならばですね、その原案

で行くべきであろうと思いますし、教育委員さんの平成20年に、そういう法が改正されて、本
当に重きにわたっておりますし、この場でも、やっぱり教育委員長もおいでになって教育行政に
ついてお話をさせていただくわけでございますので、私はやっぱり、そういうことも含めて、きち
っとした由布市としての報酬と申しますか、年額で皆さんに仕事をしていただきたい。そういう
思いで修正案に反対、原案賛成の討論といたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。本案に対する委員長報告は修正ですので、まず委員会の
修正案について採決を行います。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立6名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。原案に賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立11名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第48、——済みません。ここで暫時休憩いたします。再開は14時15分といた
します。

午後2時01分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

次に、日程第48、議会活性化調査特別委員会の設置の件を議題とします。

お諮りします。議会活性化に関する調査研究のため、委員会条例第6条第1項の規定により、
議会活性化調査特別委員会を設置したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会を設置するこ
とに決定いたしました。

ただいま設置されました議会活性化調査特別委員会の定数については、委員会条例第6条第
2項の規定により、12人以内をしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会の定数は

12人以内と決定しました。

それでは、議会活性化調査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会活性化調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、佐藤人巳君、工藤安雄君、利光直人君、田中真理子さん、太田正美君、佐藤郁夫君、高橋義孝君、小林華弥子さん、二ノ宮健治君、甲斐裕一君、久保博義君、溝口泰章君、以上12名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会委員は、ただいま指名しました方を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午後2時16分休憩

.....
午後2時18分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

休憩中に、議会活性化調査特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、報告いたします。

委員長に佐藤人巳君、副委員長に工藤安雄君、以上のとおり選任された旨、報告がありました。

お諮りします。議員発議として、発議2件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この提出案件3件及び会議規則第159条の規定による議員派遣の件についての計4件を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、発議2件、閉会中の継続審査・調査申出書及び議員派遣の件についての計4件は、追加日程第1から第4として議題とすることに決定いたしました。

----- . ----- . -----
追加日程第1. 発議第1号

追加日程第2. 発議第2号

追加日程第3. 閉会中の継続審査・調査申出書

追加日程第4. 議員派遣の件について

○議長（**渕野けさ子君**） それでは、追加日程第1、発議第1号及び追加日程第2、発議第2号の2件を一括して上程します。提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、発議第1号について。13番、太田正美君。

○議員（13番 太田 正美君） 発議第1号について御説明申し上げます。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加反対を求める意見書（案）。上記の意見書を別紙のとおり、会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出する。平成23年3月17日提出、提出者、由布市議会議員太田正美、賛成者、由布市議会議員田中真理子、佐藤人己、工藤安雄、久保博義、新井一徳。

提案理由、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への参加反対を求めるため。裏面をお開きください。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加反対を求める意見書（案）。

政府は、昨年3月に、今後のわが国農業農村施策の基本となる「食料・農業・農村基本計画」を定め、農業・農村振興に取り組みを始めたにもかかわらず、11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への参加の可否を決定するため、関係国との協議を開始した。

周知のように、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は例外品目を認めず、10年後には、ほぼすべての分野で関税を完全に撤廃することが原則とされており、農林水産省が公表した試算では、国境措置が撤廃された場合、国内の農業総生産出額が4兆1,000億円減少し、自給率も現在の40%から14%へと大きく減少している。この影響によって、農村部を中心に地域社会もまた崩壊することは明らかであり、食料の安全保障とともに地下水の涵養や洪水の防止など、農業の果たしている多面的機能も、また失われることとなる。政府は、農業構造改革推進本部（仮称）を設置し、競争力の強化を図るとしているが、米国やオーストラリアの一農場当たりの経営面積は我が国の農家と数十から数百倍もの格差があり、これらの国と同等の競争力を確保することは不可能である。

よって、政府の環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加に当たっては、わが国農業への十分な配慮の上で、次のとおり反対を強く求めるものである。記。

1、環太平洋パートナーシップ協定は、国内農業や地域社会に壊滅的な影響を与えるのみならず、食料危機が懸念される中で、国民生活にとっても取り返しのつかない事態を招来しかねないため、交渉には参加しないこと。

2、今後の農産物貿易交渉に当たっては、これまでWPO農業交渉における「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、食料・農業・農村基本計画と整合性を持って交渉を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見を提出する。

どうぞ、御賛同よろしく申し上げます。

○議長（淵野けさ子君） 次に、発議第2号について。21番、佐藤人己君。

○議員（21番 佐藤 人巳君） 発議第2号東北地方太平洋沖地震で被災された方々への支援を行う決議。上記の決議を別紙のとおり、会議規則（平成17年会議規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。平成23年3月17日提出、提出者、由布市議会議員佐藤人巳。以下、記載のとおりで全員でございます。裏面をごらんください。

東北地方太平洋沖地震で被災された方々への支援を行う決議（案）。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震と津波による被害は甚大なものとなっています。

本市議会は由布市市民を代表し、今回の地震と津波によって犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災地の方々に心よりお見舞いを申し上げる次第である。

今回の巨大な地震・津波、その後続く余震などに対して、今、緊急に求められているのは、命の危険にさらされている方々、行方不明の方々の救命と捜索を行うこと。原発災害や2次災害の危険を除去するためにも、全力を挙げることである。救援の手が遅れて、被害が増すことがないよう迅速な対応が求められている。

そのために、政府はあらゆる対策を尽くすこと、被災地の方々の実態と要望に応える緊急対策を強く求めるものである。

本市議会は、今回の地震・津波・原発災害で被害を受けた方々を救援するため、市民の先頭に立って、全力で支援を行うことをここに決議する。

以上でございます。議員皆様の御理解と御賛同を心よりお願い申し上げます。

○議長（淵野けさ子君） 以上で、発議2件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これより全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。まず、追加日程第1、発議第1号環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加反対を求める意見書（案）を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第2号東北地方太平洋沖地震で被災された方々への支援を行う決議（案）を議題としますが、全議員が賛成者となっておりますので、可決されたものとみなします。

次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会活性化調査特別委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今期定例会の議事日程は、すべて終了いたしました。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長、閉会あいさつ。

○市長（**首藤 奉文君**） 平成23年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、2月25日より本日まで大変長期間にわたり議案等を精力的に御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

今議会におきまして提案申し上げました報告、諮問、議案につきまして、承認、御可決をいただきましたことに対して、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、日本国民のすべてが悲嘆に暮れる日々を送っておりますけれども、季節は変わりなくめぐってまいりまして、本格的な春が近づいております。市におきましては、3月31日をもって

多くの部・課長が退職いたしますとともに、4月1日付で希望に満ちた新職員を採用しているところであります。今後、「国家の再興」という新たな責務も踏まえつつ、全職員一丸となって、日本一住みよいまちづくりと地域自治の推進・発展に努めてまいりたいと考えております。

新年度におきましても、議員皆様方の御支援と御協力を切にお願い申し上げますとともに、皆様におかれましては、健康に十分御留意をいただき、由布市発展に御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、本会の冒頭でも申し上げましたが、被災地におきまして、1人でも多くの方の命が救われますとともに、1日も早い復興を重ねてお祈りいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（**刈野けさ子君**） 閉会に当たりまして、私より、一言ごあいさつ申し上げます。

先月の25日に開会しました本定例会は、本日までの21日間と長期にわたりましたが、議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただき、大変にありがとうございます。御労苦に心から感謝申し上げます。

執行部におかれましては、予算措置された事業は、确实かつ効率的な執行により、住民福祉に寄与するようにお願いいたします。

さて、これから年度末を迎え、人事異動の時期となりますが、今年度をもって退職されます職員の皆様におかれましては、本当に長い間の勤務、御苦労さまでした。この間、「市町村合併」という大きな出来事がございましたことから、さぞや御苦労も多かったのではないかと推察し、改めて感謝申し上げます。これから、日一日と暖かくなり春本番を迎えますが、議員各位におかれましては、健康管理には十分御留意され、議員活動にお励みいただきますようお願い申し上げ、閉会に当たりまして、お礼のごあいさつといたします。

以上をもちまして、平成23年第1回由布市議会定例会を閉会いたします。

午後2時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員